

# 新潟県ツキノワグマ出没対応マニュアル

令和2年9月

令和3年9月 一部改定

令和4年4月 一部改定

令和7年9月 暫定版

新潟県鳥獣被害対策支援センター



# 目次

I	目的及び背景	1
1	目的	1
2	本マニュアルについて	1
II	定義	2
III	関係法令・指針・計画	2
IV	役割分担	3
V	対応フロー	4
1	情報収集	5
2	注意喚起	6
3	安全確保・追い払い・捕獲	7
4	出没に関する情報等の報告	21
5	その他	21
VI	連絡体系図	22

## 参考

- ・麻酔銃猟許可申請書

## 別紙 対応チェックリスト

### 新潟県鳥獣被害対策支援センターについて

- 野生鳥獣による農作物被害、人身被害の防止に向け、鳥獣被害対策を庁内で一体的に推進する体制整備を図るため、令和2年度から農林水産部農産園芸課内に設置された組織
- 農林水産部農産園芸課、環境局環境対策課、防災局危機対策課の職員で構成

# 1 目的及び背景

## 1 目的

「新潟県ツキノワグマ出没対応マニュアル（以下「本マニュアル」という。）」は、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）が出没した際の対応を定めることにより、クマによる人身被害の防止を図ることを目的とする。

なお、市町村において同様のマニュアル等を別途整備している場合は、当該マニュアル等に従うことを妨げない。

## 2 本マニュアルについて

- 本県では「新潟県ツキノワグマ出没・人身被害防止連絡対応指針（平成 18 年 9 月作成、平成 27 年 9 月改正）」により、クマの出没や人身被害発生時の連絡体制を整備し、クマによる人身被害の防止を図ってきたところ。
- しかし、令和元年度のクマによる人身被害の件数（人数）は 16 件（20 名）で、記録のある平成 6 年度以降最多となり、20 名のうち 13 名は市街地での被害であった。これは、クマの秋季の餌であるブナの実が全県下で凶作～不作であったため、クマが餌を求めて人里に多く出没したことが一因と考えられ、ブナは豊凶の年変動が大きい樹種として知られていることから、今後も凶作～不作時には同様の被害があることが懸念されている。
- このような状況を受け、市街地でのクマの出没や人身被害発生時の対応をより一層明確とするため、令和 2 年 9 月に本マニュアルを策定した（令和 3 年 9 月及び令和 4 年 4 月に一部改定）。
- 令和 5 年度には、クマによる人身被害者数が全国で過去最多（219 人（うち死亡 6 人））で、本県においても 10 人の人身被害が発生した。これを受け、令和 7 年 4 月、国は、鳥獣保護管理法<sup>※1</sup>を改正し、クマ等<sup>※2</sup>が人の日常生活圏に出没した場合に、より予防的で迅速な対応を可能とするため、住民の安全確保の下で、市町村の判断による銃猟（緊急銃猟）の実施を可能とした（令和 7 年 9 月 1 日施行）。
- このような状況に対応し、「緊急銃猟ガイドライン」（令和 7 年 7 月、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）等と整合を図り、緊急銃猟の実施を含め、安全かつ円滑な人身被害の防止に向けたクマ出没対応を行うため、本マニュアル（暫定版）を作成した。

※1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

※2 ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ

## II 定義

出没とは、クマが目撃されること、クマの痕跡（足跡、糞、爪痕、食痕等）が確認されることをいう。

## III 関係法令・指針・計画・マニュアル

国	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (以下「法」という。)	平成14年法律第88号
	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	令和3年10月告示
	クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー	令和3年3月改定
	緊急銃猟ガイドライン	令和7年7月作成
県	新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例	平成26年条例第98号
	新潟県第13次鳥獣保護管理事業計画	令和4年3月策定
	第三期新潟県ツキノワグマ管理計画	令和4年3月策定

## IV 役割分担

IIIに定める関係法令等に基づき、各主体の役割分担を次のとおりとし、住民の安全確保をはじめとした緊急対応を円滑に実施する観点から、住民に最も身近であり、地理的状況を把握している市町村が主体となり対応する。

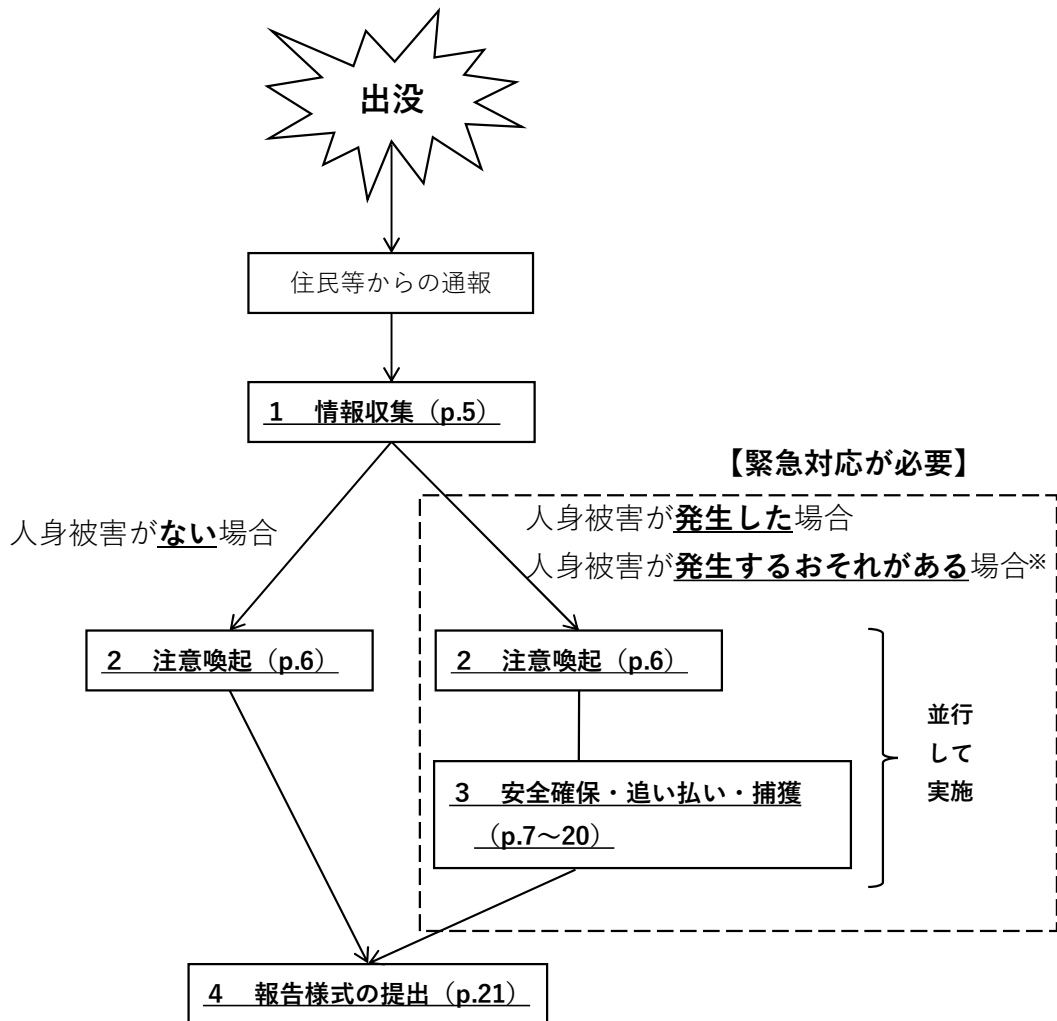
また、地域（鳥獣被害対策チーム）の実情に応じて、地域振興局（企画振興部、農林水産（農業）振興部）や鳥獣保護管理員等の協力を得ながら対応する。

主 体		役割分担
本 庁	<b>県【統括調整、体制整備、市町村への支援等】</b>	
	鳥獣被害対策支援センター (以下「鳥獣センター」という。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の統括調整</li> <li>・連絡体制の整備（県組織）</li> <li>・市町村・関係団体等への注意喚起</li> <li>・県HPへの掲載（クマ出没マップ等）</li> <li>・住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（法第38条の2）※</li> </ul>
地 域	地域振興局健康福祉（環境）部 (以下「地域振興局」という。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡体制の整備（管内組織）</li> <li>・リエゾン（情報連絡員）を市町村へ派遣</li> <li>・市町村への協力（パトロール、安全確保等）</li> </ul>
	<b>市町村【住民に最も身近な基礎自治体としての対応】</b>	
	鳥獣保護管理行政担当課等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追い払い、捕獲（関係団体への依頼を含む）</li> <li>・安全確保、パトロール</li> <li>・住民等への注意喚起</li> <li>・有害鳥獣捕獲許可（法第9条）</li> <li>・緊急銃猟の実施（法第34条の2）</li> </ul>
	<b>警察【住民の安全確保】</b>	
	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保、パトロール</li> </ul>
	<b>関係団体【追い払い・捕獲の実働】</b>	
一般社団法人新潟県猟友会等 麻酔銃猟の実施可能な機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追い払い、捕獲</li> <li>・麻酔銃猟</li> </ul>	

※ 三条市、加茂市、村上市、妙高市及び上越市には権限移譲済（令和7年4月1日時点）

鳥獣被害対策チームにおいては、出没対応時に住民の安全確保（通行制限、住民避難等）を行いつつ、適確に捕獲を実施するため、連絡体制、役割分担、安全確保の方法、捕獲実施時の留意事項等の確認を行う。

## V 対応フロー



※ 人身被害が**発生するおそれがある**場合とは、以下（１）（２）のことをいう。

なお、人身被害が発生するおそれがあるか否かの判断は、原則として市町村が行う。

（１）**人の日常生活圏及びその付近でクマが目撃された場合**

「人の日常生活圏」は、人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲を指し、例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。

また、法第38条に規定される住居集合地域等も、人の日常生活圏に含まれる。（詳細は、「緊急銃猟ガイドライン」p30、p51参照）

住居集合地域等（法第38条第2項）については、判例（最高裁平成12年2月24日判決）によれば、人家と田畑が混在する地域内にあり、銃砲発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が約10軒ある場所は、住居集合地域に該当する。

（２）**その他人身被害が発生するおそれがあると判断される場合**

## 1 情報収集

市町村は、住民等から出没に関する通報を受けた場合は、可能な限り次の事項を聴取する。

また、地域振興局が住民等から出没に関する通報を受けた場合は、同様に次の事項を聴取し、その内容を市町村へ連絡する。

<b>① 出没に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出没日時、出没場所（環境、誘引物）</li><li>・ 出没状況 個体を目撃した場合・・・クマの頭数・大きさ、移動方向等 痕跡を確認した場合・・・足跡や糞の状況等</li></ul>
<b>② 人身被害に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人身被害発生の有無</li><li>・ 被害状況（人身被害が発生した場合） 日時、場所、被害者の人数・性別・年齢等、けが等の程度、被害時の状況等</li></ul>
<b>③ その他</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通報者の氏名、連絡先</li><li>・ 関係機関（県、市町村、警察署等）への連絡の有無</li><li>・ その他参考となる事項（通報者の対応等）</li></ul>



人身被害が発生した場合、もしくは人身被害が発生していなくても学校や病院など人が多く集まる場所でクマが目撃された場合は、夜間・休日にかかわらず、市町村は地域振興局へ、地域振興局は鳥獣センターへ、それぞれ速やかに第一報（速報）を報告する。また、市町村は、必要に応じて警察署・消防署にも連絡する。

## 2 注意喚起

### (1) 人身被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

#### ① 市町村

- 出沒場所や出沒状況に応じて、次の方法により住民等に向けた注意喚起を行う（複数選択可）。
- 市町村の実情に応じて、優先度や注意喚起の方法を変更することができる。
- 人身被害が発生した場合は、迅速かつ効果的に行うことができる方法を優先させ、可能な限り多くの方法により行うこととする。
- 報道発表の実施の有無を警察署に確認するとともに、報道機関からの問合せに備え、必要に応じて報道方法についての要請を行う（低空飛行のヘリコプター等によりクマを刺激する可能性あり）。

注意喚起の方法（参考）	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災行政無線による周知</li><li>・ 広報車による周知</li><li>・ 防災メール等の配信</li><li>・ 地元自治会長等へ連絡し、住民への注意喚起を依頼</li><li>・ 学校、幼稚園、保育園、病院等の公共施設への周知</li><li>・ 市町村HP、SNSへの掲載</li><li>・ チラシの配布、看板の設置</li><li>・ その他注意喚起を行うことができる方法</li></ul>	高 ↑ 緊急時の優先度 ↓ 低

#### ② 地域振興局

- 被害の場所に応じて、隣接する市町村（管内の市町村）に対して、情報提供を行う。

#### ③ 鳥獣センター

- 被害の場所に応じて、隣接する市町村（当該地域振興局の管外の市町村）に対して、情報提供を行う。
- 市町村及び関係団体等に対して、注意喚起を行う。

### (2) 人身被害が発生するおそれがない場合

市町村は、(1)に記載した方法により、必要な注意喚起を行うこととする。

### 3 安全確保・追い払い・捕獲

#### (1) - 1 人身被害が発生した場合

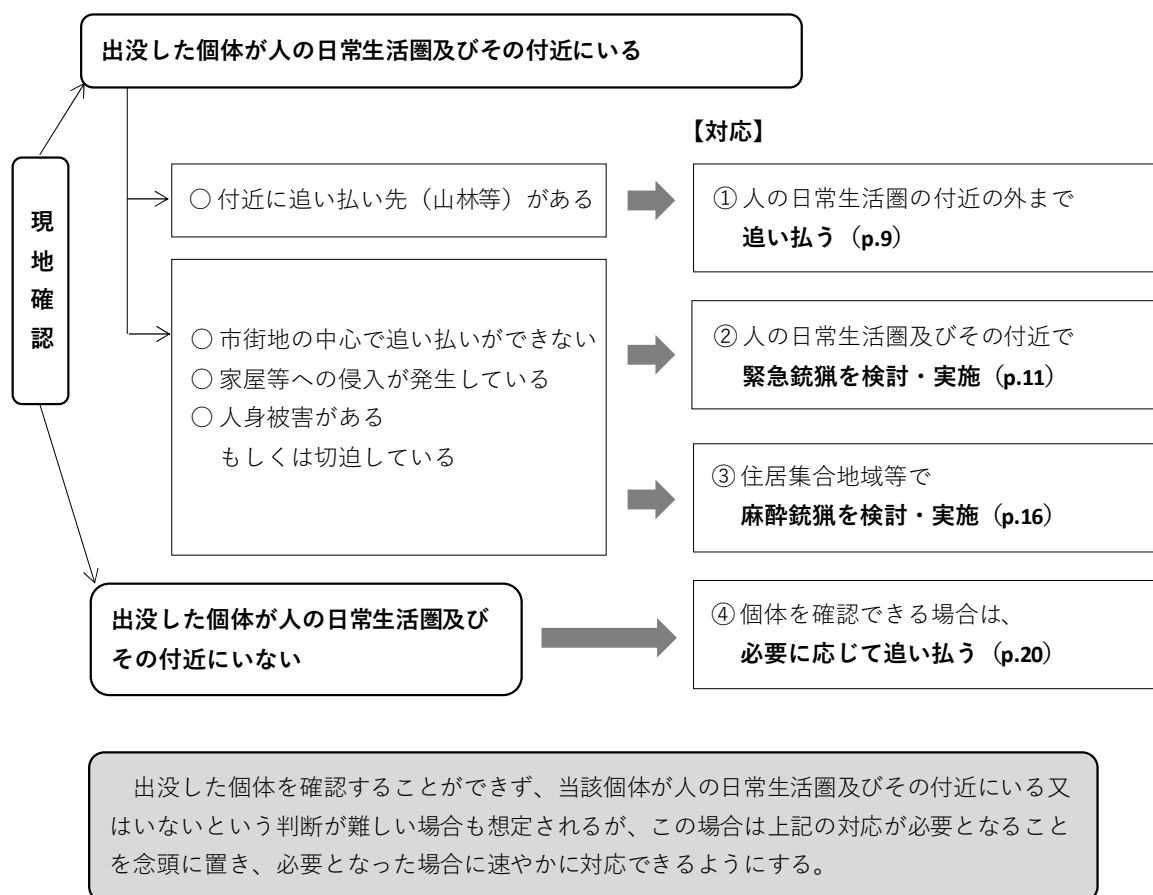
市町村は出没場所の現地確認を行う。現地確認の際は、捕獲等が必要になることも想定されるため、関係団体（一般社団法人新潟県猟友会等）に同行を依頼する。

#### (1) - 2 人身被害が発生するおそれがある場合

市町村は原則として出没場所の現地確認を行う。現地確認の際は、捕獲等が必要になることも想定されるため、必要に応じて関係団体（一般社団法人新潟県猟友会等）に同行を依頼する。

なお、出没した個体が山林等に移動し、人身被害のおそれがないと考えられる場合は、以下、(2) ①～③の対応を行わないことができる。

(2) 現地到着後、市町村は出没状況等に応じ、関係者で協議の上、次のとおり対応する。



※③住居集合地域等での麻酔銃猟は法第 38 条の 2 に基づくもの（次頁の図においても同じ）

図 ゾーン区分ごとの緊急対応のイメージ



【ゾーン区分】

- コア生息地 : ツキノワグマの保護が目的。健全な個体群の維持（繁殖や生息）を担保する上で重要な地域。鳥獣保護区が設定されている等、狩猟等を行わない区域にコア生息地を設定する。
- 緩衝地帯 : 防除・排除地域への出没抑制が目的。コア生息地と防除・排除地域との間の地域であり、ツキノワグマの生息地である。環境整備や狩猟等の人間活動により、物理的又は心理的に人間とツキノワグマの空間的・時間的棲み分けを図る。
- 防除・排除地域 : 人身被害・農林業被害防止が目的。人間活動が盛んな地域であり、人間の安全が最優先される地域。ツキノワグマの人為的作物への依存や人慣れを回避する対策が必要である。

(図出典：「緊急銃猟ガイドライン」 p30 図6 に加筆し作成、ゾーン区分出典：第三期新潟県ツキノワグマ管理計画付属資料 p8)

## ① 人の日常生活圏の付近の外まで追い払う場合

### i) 安全確保

市町村は、警察署や関係団体（一般社団法人新潟県猟友会等）と協力して、次のとおり住民や児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずる。

安全確保のために必要な措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通行禁止・制限（例：通行人、マスコミ等の立入制限）</li> <li>・ 住民避難（例：通行禁止・制限範囲にいる者を範囲外に退避、屋内避難）</li> <li>・ 通学路、通園路の安全確保（例：集団登下校への同行、スクールバスの活用等）</li> <li>・ その他住民等の安全確保を行うことができる方法</li> </ul>

### ii) 追い払いの方法

市町村、関係団体（一般社団法人新潟県猟友会等）は、追い払いを実施する際には次のとおり役割を分担して実施する。

役割	想定される主体	役割ごとの対応
対応者	市町村 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花火や爆竹等により、山林等への追い払いを実施</li> <li>・ 山林側に花火を落下させるとクマが向かってくる可能性があるため、クマのいる場所を明確に把握した上で実施</li> <li>・ 花火が乾燥した草木等に落ちると火事を起こすことから、空中で爆発させるなど、注意して使用</li> </ul>
対応者 補佐	市町村 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クマが向かってくることに備え、盾及びクマスプレー等を持って対応者を補佐</li> </ul>
指揮 命令者	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報を集約して全体を統括し、各役割に対応を指示</li> <li>※ 必要に応じて対応者等のアドバイスを受ける。</li> </ul>
調整役	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との情報連絡、情報共有を実施</li> </ul>
監視役	市町村 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クマが逃走した際に見失うことがないように、様々な場所で待機（原則車中）</li> <li>・ クマを取り囲むことはせず、山林等への逃走経路を確保</li> <li>・ 住民等への注意喚起や入り込みを防止</li> </ul>

### 【対応時の留意事項】

- クマは人に囲まれたり、接近されたりすると興奮することが多く、興奮時に接近すると攻撃行動に転ずることがあるため、一定の距離を取り不必要に接近しない。
- クマに襲われることを想定し、防護のための装備品を携帯・装着する(p.20)。
- 役割ごとに無線等で連絡が可能な状態とする。

### iii) 対応後の作業

- ・ 安全確認後、立入制限等の措置を解除
- ・ 必要に応じて周辺住民等へ対応状況について周知
- ・ 関係機関へ情報共有
- ・ 今後も人身被害のおそれがあると判断される場合は、銃猟（銃猟が実施可能な場合に限る）又はわな猟による捕獲を検討する。
- ・ 出没に関する情報等の報告（p.21）

## ② 人の日常生活圏及びその付近で、緊急銃猟を検討・実施する場合

市町村は、法に基づく安全性の確保などの4つの条件を全て満たした場合に緊急銃猟を実施できることに留意した上で、法に基づく条件や手続き、検討・実施の考え方などの詳細について「緊急銃猟ガイドライン」を参照し、検討・実施する。

### 【緊急銃猟の4つの条件】

	観点	条件
1	場所	クマが、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶、その他の人の日常生活の用に供されている乗り物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと
2	緊急性	クマによる人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合
3	方法	銃猟以外の方法によつて的確かつ迅速にクマの捕獲等を行うことが困難
4	安全性の確保	銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき

#### 1 人の日常生活圏への侵入

クマが、人の日常生活の用に供されている場所、乗り物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを確認する。

#### 2 人への危害を防止する措置が緊急に必要

クマによる人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があることを確認する。

クマが人の日常生活圏に侵入した場合は人の生命身体に危害を生ずるおそれ大きいため、基本的には「人への危害を防止する措置が緊急に必要」の条件に該当することとなる。

#### 3 銃猟以外の方法では困難

銃猟以外の方法によつては的確かつ迅速にクマの捕獲等を行うことが困難であることを確認する。

はこわななどは、クマを迅速に捕獲することには適しておらず、基本的には「銃猟以外の方法では困難」の条件に該当することとなる。

#### 4 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない

銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないことを確認する。

i) 緊急銃猟の流れ（事前準備、出沒等の通報後）

① 出沒状況等の把握、情報整理

- ・ 頭数、大きさ、日時、場所、被害状況等
- ・ 取り得る対策手段について比較・検討



② 捕獲者・警察・関係機関等への連絡



③ 関係者間での計画調整

- ・ 現場又は現場近くにおいて関係者と安全確保の方法や、発砲の向きなど銃猟の計画等を調整



④ 安全を確保するための措置

- ・ 通行禁止・制限の措置、住民等の避難
- ・ 通行禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議、事前連絡、住民への周知



⑤ 緊急銃猟に係る条件の確認

- ・ 「緊急銃猟ガイドライン」表13の確認チェックリストを活用



⑥ 緊急銃猟の職員への指示・外部への委託、土地の立入等

- ・ 安全確保が完了した段階で市町村から捕獲者に証票（緊急銃猟を実施する者の身分を示すもの）を渡し、留意事項を伝達する。
- ・ 土地の立入をする者は身分を示す証票（緊急銃猟を実施する者が携帯する証票と区別できるもの）を携帯する。



⑦ 緊急銃猟の実施

- ・ 捕獲者が射撃する角度、タイミング等を判断し、緊急銃猟を実施する。
- ・ 市町村は、安全確保措置が引き続き講じられているか等を確認する。

（安全確保措置が講じられていないと判断される場合、市町村は中止の判断を行う。）



⑧ 捕獲個体の確認、安全確保措置の解除、建築物等の損失の確認等

## ii) 安全確保

市町村は、警察署や関係団体（一般社団法人新潟県猟友会等）と協力して、「緊急銃猟ガイドライン」を踏まえ、次のとおり住民や児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずる。

### 安全確保のために必要な措置

- ・ 通行禁止・制限（例：通行人、マスコミ等の立入制限）
- ・ 住民避難（例：通行禁止・制限範囲にいる者を範囲外に退避、屋内避難）
- ・ 通学路、通園路の安全確保（例：集団登下校への同行、スクールバスの活用等）
- ・ その他住民等の安全確保を行うことができる方法

通行禁止・制限、住民避難の範囲については、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害（人への弾丸の到達、弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害、被弾したクマが興奮し、暴れることによって人の生命身体に及ぶ危害を含む）を防止する観点から、射線方向や跳弾の可能性、現場の状況等により個別に判断する。その際は、緊急銃猟ガイドラインに記載される事例等を参考とする。

通行禁止・制限を行う場合は、法に基づき、管轄する警察署への通報（鉄道を含む場合は警察署への通報前に鉄道管理者への協議）や、通行禁止・制限を行う場所・期間・制限の内容の掲示及びウェブサイトによる広報を行う必要がある。

なお、通行の禁止・制限により道路等の管理が妨げられる場合は、道路等の管理者に連絡する。

iii) 緊急銃猟の役割分担

市町村、関係団体（一般社団法人新潟県猟友会等）は打合せの上、「緊急銃猟ガイドライン」p13表3のとおり役割を分担して実施する。

緊急銃猟を実施する捕獲者については、法で定められる要件を満たす必要がある。

表3 緊急銃猟を実施する際の役割分担

役割	想定される対応者	内容
① 捕獲者	捕獲の技術を有する者 (該当する市町村職員又は委託を受けた市町村職員以外の者)	実際に緊急銃猟を実施する者(射手)。 命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。また、その場合は発砲の順番をあらかじめ決めておく。
② 捕獲者をサポートする者	捕獲の技術を有する者 (該当する市町村職員又は市町村職員以外の者)	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
③ 緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者	市町村職員	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を市町村職員に指示又は市町村以外の者に委託を行う。
④ 通行制限を行う者	市町村職員	道路等において、通行制限を行う。 ※ 4(3)2 通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡・住民への周知(P45)も参照
⑤ 住民への避難を呼びかける者	市町村職員	付近の住民へ避難を呼びかける。 ※ ⑧ 広報を行う者と異なり、現場に臨場し、現場で住民への避難を呼びかける想定。
⑥ 緊急銃猟の様子を記録する者(任意)	市町村職員	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。 ※ ビデオカメラ等による撮影は、捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合のみ、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるよう実施。
⑦ 場所の管理者・地権者との調整を行う者	市町村職員	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者(土地の立入りの場合)と調整を行う。
⑧ 広報を行う者	市町村職員	HPでの広報や、広報車での呼びかけを行う。 ※ ⑤ 住民への避難をよびかける者と異なり、方法によっては、庁舎にいる職員により対応可能
⑨ 原状回復を行う者	市町村職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

※ 各役割には必ず責任者(リーダー)を置き、内部での意思決定・対外的交渉を担う。

※ 都道府県知事に応援を要請する場合には、①と③以外の役割について応援を要請することとなる。また、上記の他に応援の受入れに係る調整を担当する市町村職員を確保することが望ましい。

※ 上記①～⑨について、すべてを別の担当が行う必要はなく、例えば⑥と⑦は兼ねる等、柔軟に設定する。

出典：「緊急銃猟ガイドライン」p13表3

iv) 緊急銃猟後の作業

- ・ 原状回復
- ・ 安全を確保する措置の解除
- ・ 必要に応じて周辺住民等へ対応状況について周知
- ・ 損失の確認、必要に応じ損失補償手続き
- ・ 関係機関へ情報共有
- ・ 出没に関する情報等の報告

【対応時の留意事項】

- クマは人に囲まれたり、接近されたりすると興奮することが多く、興奮時に接近すると攻撃行動に転ずることがあるため、一定の距離を取り不必要に接近しない。
- クマに襲われることを想定し、防護のための装備品を携帯・装着する。(p.20)
- 役割ごとに無線等で連絡が可能な状態とする。

### ③ 住居集合地域等内で麻醉銃猟を検討・実施する場合

市町村は、警察署や関係団体（一般社団法人新潟県猟友会等）と協力して、「②人の日常生活圏及びその付近で、緊急銃猟を検討・実施する場合」に準じ、麻醉銃猟を検討・実施する。

麻醉銃猟の検討・実施にあたっては、法に基づく許可を要することや銃猟の制限（法第38条第1項及び第3項）があることなど次のことに留意する。

#### 【麻醉銃猟の依頼・許可申請】

##### ○ 麻醉銃猟の実施可能な機関・団体へ依頼

- ・ 依頼先は「麻醉銃猟の実施可能な機関」（年度当初に市町村に通知）を参考
- ・ 現地到着まで時間を要する場合があることに留意

##### ○ 許可申請（申請者：麻醉銃猟者）

- ・ 鳥獣の捕獲等の許可申請（法第9条）  
申請先：市町村
- ・ 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可（法第38条の2）  
申請先：県環境対策課（三条市、加茂市、村上市、妙高市及び上越市は権限移譲済）
- ・ 危険猟法の許可（法第37条）※危険猟法に該当しない場合は許可不要  
申請先：環境省関東地方環境事務所野生生物課（048-600-0817）

#### 【麻醉銃猟の許可に当たっての考え方】

（住居集合地域等における麻醉銃の取扱いについて（環境省2016.3発行）抜粋）

- 住居集合地域等における麻醉銃猟の対象とする鳥獣は、原則としてニホンザルとされている。
- 住居集合地域等に出没したニホンザル以外の大型の獣類（クマ等）に対して麻醉銃猟を実施する場合、麻醉薬の効力が現れるまでに時間を要し、麻醉銃で撃たれたことにより対象個体が興奮し、従事者が反撃を受けたり、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性が高まるおそれがあるため、原則として許可しないこととされている。
- ただし、ニホンザル以外の鳥獣であって、人命に関わる危険性等を踏まえてもなお安全かつ確実に麻醉銃猟を実施することが可能と判断される場合にあってはこの限りではないが、実施する場合は慎重に検討する必要がある。

【銃猟の制限（法第 38 条）】

- 1 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。
- 2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻酔銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。
- 3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

【麻酔銃猟者及び補佐の対応】

○ **麻酔銃猟者**

- ・ 適正な射程距離が 20～30m 程度のため、麻酔銃猟者補佐と連携し、十分に安全を確保した上で実施
- ・ 投薬器の命中後、不動化（麻酔が効き、寝た状態）までに 5～10 分程度は必要なたため、逃走できない屋内などで実施することが望ましい
- ・ 投薬器が外れた場合には、捕獲作業後に確実に回収

○ **麻酔銃猟者補佐**

- ・ クマが向かってくることに備え、盾及びクマスプレー等を持って麻酔銃猟者を補佐

【対応時の留意事項】

- クマは人に囲まれたり、接近されたりすると興奮することが多く、興奮時に接近すると攻撃行動に転ずることがあるため、一定の距離を取り不必要に接近しない。
- クマに襲われることを想定し、防護のための装備品を携帯・装着する。(p.20)
- 役割ごとに無線等で連絡が可能な状態とする。
- 麻酔銃猟者が現場に到着するまでの間、安全確保のために必要な措置を講じた上で、クマから一定の距離を保ち、監視を行う。

### 【緊急避難（刑法第 37 条第 1 項）】

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

- 緊急避難の措置として、住居集合地域等において猟銃を使用してクマを捕獲することは行い得るとされているが、原則、法第 38 条第 2 項の規定のとおり禁止されている。また、猟銃等を発砲した状況によっては、緊急避難が認められず、罰せられる可能性もある。

### 【麻酔薬の特性等】

#### ① 塩酸ケタミン

- ・ 強力な鎮静作用を有し、従来から幅広い野生鳥獣で使用
- ・ ①塩酸ケタミンを単独で使用した場合の副作用や欠点を補うため、下記の②塩酸メデトミジン、③塩酸キシラジンと併用する事が多い
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第 1 号に規定する麻薬に指定
- ・ 医薬品医療機器等法第 44 条に基づく劇薬に指定
- ・ 麻酔銃を使用する場合であって、1 発射当たり 5,700mg 以下の施用量であれば法第 36 条の危険猟法には該当しない

#### ② 塩酸メデトミジン

- ・ 鎮静、鎮痛作用を有する
- ・ 塩酸ケタミンと併用する
- ・ 医薬品医療機器等法第 44 条に基づく毒薬又は劇薬に指定
- ・ 麻酔銃を使用する場合であって、1 発射当たり 4,560mg 以下の施用量であれば法第 36 条の危険猟法には該当しない

#### ③ 塩酸キシラジン

- ・ 鎮静、鎮痛、中枢性筋弛緩作用を有する
- ・ 塩酸ケタミンと併用する
- ・ 医薬品医療機器等法第 44 条に基づく劇薬に指定
- ・ 麻酔銃を使用する場合であって、1 発射当たり 6,840mg 以下の施用量であれば法第 36 条の危険猟法には該当しない

### 【放獣の考え方（新潟県ツキノワグマ管理計画）】

○ 「新潟県ツキノワグマ管理計画」では、学習放獣※の対象は、若齢個体など被害を再発させない可能性のある個体とし、以下に該当する個体については学習放獣の対象とはしないとしている。

- ・ 捕獲した個体が再捕獲であり、農作物への執着が強く移動放獣効果が見込めない場合
- ・ 放獣適地がないなどの理由から、市町村、地域住民の同意が得られない場合
- ・ 人身被害（登山道など奥山での被害を除く）、家畜被害、人家侵入を起こしたことが明らかな個体
- ・ 手負いの痕跡がある個体

また、学習放獣についての効果を測るため、本計画期間中は捕獲個体の状態により可能な限り標識等を装着し、再捕獲等のデータを集積する。

※ クマを放獣する際に、忌避学習（熊よけスプレーの噴霧、犬による追い払い等）を行うことで再被害の軽減を図る方法

### 【改正動物愛護管理法について】

○ クマは、動物愛護管理法第 25 条の 2 に規定される特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）に該当する。

○ 特定動物の飼養又は保管には、動物愛護管理法に基づく許可が必要であるが、法改正により、令和 2 年 6 月 1 日以降は、動物園における展示等を除き、許可を受けることができない（なお、地方公共団体の職員が鳥獣保護管理法の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合は、従来どおり飼養保管の禁止の適用から除外される）。

○ したがって、保護団体等が特定動物の飼養又は保管を行うことは認められないと考えられるため、捕獲したクマを保護団体等に引き渡さないこと。

### 【参考資料】

○ 環境省：住居集合地域等における麻酔銃の取扱いについて（パンフレット）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/masuijyu.pdf>

④ 個体を確認できる場合は、必要に応じて追い払いを行う

市町村等は、①に準じて対応する。

【防護のための装備品例】



ヘルメット  
頭部をクマの攻撃から防御



防護盾  
クマの攻撃を回避



クマ撃退スプレー  
クマが向かってきた際に噴射

【捕獲に必要な許可等】

対応	捕獲許可等に関する 根拠法令			
	1	2	3	4
<b>出没した個体が人の日常生活圏及びその付近にいる場合</b>				
① 人の日常生活圏の付近の外まで、 <b>追い払う</b> 。 追い払い後、今後も人身被害が発生するおそれがあると判断される場合に、銃猟（銃猟が実施可能な場合に限り）又はわな猟により、捕獲するケース。	△			
② 人の日常生活圏及びその付近で、 <b>緊急銃猟を検討・実施する</b> 。 住民の安全確保など一定条件の下で、市町村の判断により銃猟を実施する。実施にあたっては「緊急銃猟ガイドライン」等を参考とする。		○		
③ 住居集合地域等内で、 <b>麻酔銃猟を検討・実施する</b> 。 麻酔銃猟後、捕殺もしくは学習放獣とするかの判断は、新潟県ツキノワグマ管理計画等を参考とする。	○		○	△
<b>出没した個体が人の日常生活圏及びその付近にいない場合</b>				
④ 出没個体が確認できる場合は、 <b>必要に応じて追い払う</b> 。 追い払い後、今後も人身被害が発生するおそれがあると判断される場合に、銃猟（銃猟が実施可能な場合に限り）又はわな猟により、捕獲するケース。	△			

1 鳥獣の捕獲等の許可（法第9条）

2 緊急銃猟の実施（法第34条の2）

3 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（法第38条の2）

4 危険猟法の許可（法第37条）

許可権者等：1、2市町村、3県（三条市、加茂市、村上市、妙高市及び上越市は権限移譲済）、4国

△：①④は捕獲に許可が必要なことを示す（追い払いのみの場合は許可不要）。

③は危険猟法に該当する場合に許可が必要なことを示す（該当しない場合は許可不要）。

## **2～3 共通**

地域振興局は、市町村からの要請に応じて、2～3の業務の一部を支援し、資機材の貸出し等を行う。

また、人身被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、地域振興局は、必要に応じて、パトロールや安全確保の応援職員、リエゾン（情報連絡員）を市町村へ派遣する。派遣されたリエゾン（情報連絡員）は、市町村から2～3の内容を確認して鳥獣センターに伝達する。

## **4 出没に関する情報等の報告**

(1) 市町村は、出没に関する情報を「新潟県ツキノワグマ出没・人身被害防止連絡対応指針（平成18年9月作成、令和7年3月改正）」により、速やかに「にいがたクマ出没マップ」の入力フォームで報告する。

入力フォームにアクセスできない場合等は、同指針の別紙参考様式1に必要事項を記載して地域振興局に報告する。また、地域振興局は、市町村から報告を受けた「出没情報報告書」を鳥獣センターへ報告し、鳥獣センターは、地域振興局から報告を受けた「出没情報報告書」を取りまとめ、県HP（クマ出没マップ等）に掲載する。

(2) クマの捕獲があった場合、市町村は「ツキノワグマ捕獲報告取扱要領（平成18年9月作成、令和4年4月改正）」に基づき「クマ捕獲報告用紙」を地域振興局へ報告する。

また、地域振興局は、報告を受けた「クマ捕獲報告用紙」を鳥獣センターへ報告する。

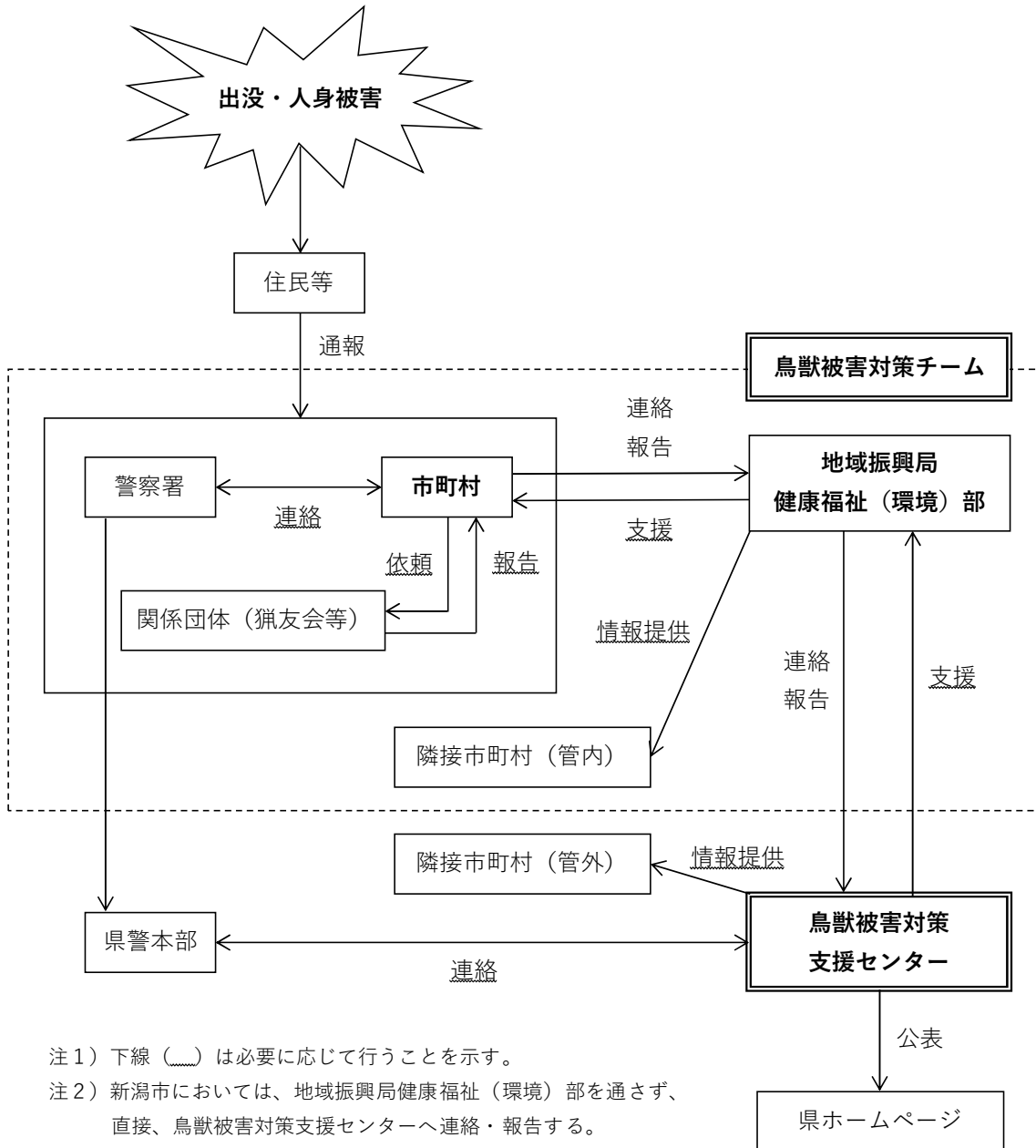
## **5 その他**

(1) 市町村及び地域振興局は、人身被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、別紙の「対応チェックリスト」を活用する。

(2) 年度当初、鳥獣センターは県組織の連絡体制、地域振興局は管内組織の連絡体制をそれぞれ整備する。

(3) 鳥獣センターは、クマによる人身被害を防止するため、「新潟県クマ出没警戒注意報等発表実施要領（令和2年10月1日施行）」に基づき、必要に応じてクマ出没に係る注意報等を発表するものとする。

## VI 連絡体系図



第6号様式の2（第11条の2関係）

麻醉銃猟許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所  
申 請 者 職 業  
氏 名  
生年月日

下記のとおり住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により申請します。

記

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕獲等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等の区域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	羽・頭
危害の防止のための措置	
現に受けている麻醉銃の銃砲所持許可証番号及び交付年月日（銃砲所持許可者以外の者が実施する場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書番号及び交付年月日を含む。）	許 可 証 番 号 第 号 交 付 年 月 日 年 月 日

注 1 使用する麻醉薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻醉薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。

2 住居集合地域等の麻醉銃猟については、本許可申請のほかに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定による許可申請が必要であり、さらに、必要に応じて同法第37条第2項の規定による危険猟法の許可申請が必要であることに留意すること。

添付書類

- 1 申請者が共同して捕獲等をしようとする場合にあつては、麻醉銃猟許可申請者名簿（別紙）
- 2 捕獲等をしようとする場所を明らかにした図面

麻醉銃猟許可申請者名簿

※許可証番号	住所	職業	氏名	生年月日	捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	現に受けている麻醉銃の銃砲所持許可証番号及び交付年月日（銃砲所持許可者以外の者が実施する場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書番号及び交付年月日を含む。）
				年 月 日		第 年 月 日
				年 月 日		第 年 月 日
				年 月 日		第 年 月 日
				年 月 日		第 年 月 日

- 注 1 捕獲等をしようとする鳥獣の数量を各人別に割り振り、許可申請数量は、各人別の総計を記入すること。ただし、1頭を共同して捕獲等をするような場合は、合計〇人（共同申請者全員）で1頭というように記入すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

## 麻醉銃猟許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所 ○○県□□市△△

申 請 者 職 業 ○○○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 年 月 日

下記のとおり住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により申請します。

## 記

使用する麻醉薬の名称及び量	塩酸ケタミン○mg、塩酸キシラジン△mg
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	生活環境に係る被害の防止
捕獲等の期間	令和3年○月○日 から 令和3年○月○日まで
捕獲等の区域	○○市□□地内
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	ツキノワグマ 1 羽・頭
危害の防止のための措置	(例) 周辺住民への注意喚起 など
現に受けている麻醉銃の銃砲所持許可証番号及び交付年月日（銃砲所持許可者以外の者が実施する場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書番号及び交付年月日を含む。）	許 可 証 番 号 第○○○○号 交 付 年 月 日 令和○年○月○日

注 1 使用する麻醉薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻醉薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。

2 住居集合地域等の麻醉銃猟については、本許可申請のほかに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定による許可申請が必要であり、さらに、必要に応じて同法第37条第2項の規定による危険猟法の許可申請が必要であることに留意すること。

## 添付書類

- 申請者が共同して捕獲等をしようとする場合にあっては、麻醉銃猟許可申請者名簿（別紙）
- 捕獲等をしようとする場所を明らかにした図面

麻醉銃猟許可申請者名簿

※許可証番号	住所	職業	氏名	生年月日	捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	現に受けている麻醉銃の銃砲所持許可証番号及び交付年月日（銃砲所持許可者以外の者が実施する場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書番号及び交付年月日を含む。）
				年 月 日		第 年 月 日
				年 月 日		第 年 月 日
				年 月 日		第 年 月 日
				年 月 日		第 年 月 日

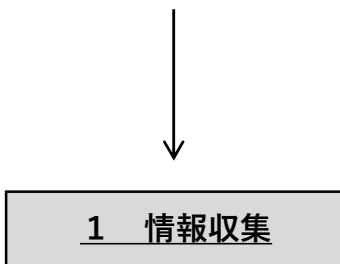
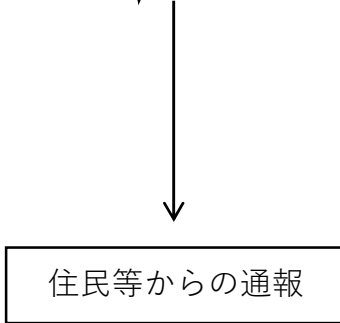
- 注 1 捕獲等をしようとする鳥獣の数量を各人別に割り振り、許可申請数量は、各人別の総計を記入すること。ただし、1頭を共同して捕獲等をするような場合は、合計〇人（共同申請者全員）で1頭というように記入すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

新潟県ツキノワグマ出没対応マニュアル 対応チェックリスト

人身被害が発生又はそのおそれがある場合に使用

対応したものをチェック

対応フロー



**第一報受信機関**  市町村  その他 ( )

**情報収集**

**【出没状況】**

- ・ 出没日時 ( \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ( \_\_\_\_曜) \_\_\_\_時 \_\_\_\_分)
- ・ 出没場所 ( \_\_\_\_市町村 \_\_\_\_地内 \_\_\_\_周辺)
- ・ 出没状況 (頭数: \_\_\_\_頭、大きさ: \_\_\_\_m)  
(移動方向: \_\_\_\_\_)

**【人身被害状況】**  被害発生  被害発生のおそれあり

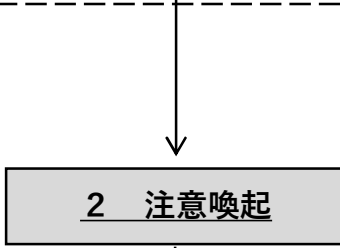
- ・ 発生日時 ( \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ( \_\_\_\_曜) \_\_\_\_時 \_\_\_\_分)
- ・ 発生場所 ( \_\_\_\_市町村 \_\_\_\_地内 \_\_\_\_周辺)
- ・ 被害者 (人数: \_\_\_\_、性別: \_\_\_\_、年齢: \_\_\_\_)
- ・ けが等の程度 ( \_\_\_\_\_)

**第一報連絡**

人身被害が発生した場合、又は人身被害が発生していなくても人が多く集まる場所で目撃された場合は、速やかに第一報

市町村  警察署  消防署  関係団体 (猟友会等)  
 地域振興局 ⇒  鳥獣センター (環境対策課)

要緊急対応 「2 注意喚起」、 「3 安全確保・補遺払い・捕獲」を並行して実施



人身被害発生又はそのおそれがある場合、迅速・効果的な方法優先

**注意喚起**

- 防災行政無線による周知
- 広報車による周知
- 防災メール等の配信
- 地元自治会長等へ連絡し、住民への注意喚起を依頼
- 学校、幼稚園、保育園等への周知
- 市町村HP、SNSへの掲載
- チラシの配布、看板の設置

※市町村の実情に応じて変更可

緊急時の優先度 ※

↑ 高

↓ 低

人身被害発生の場合、被害の場所に応じて、隣接市町村へ連絡

## 住民や実施者等の安全を確保した上で実施

### 3 安全確保・ 追い払い・捕獲

出没個体が人の日常生活圏等にいる場合(いると考えられる場合含む)

- 通行禁止・制限 (例: 通行人、マスコミ等の立入制限)
- 住民避難 (例: 通行禁止・制限範囲にいる者を範囲外に退避等)
- 通学路、通園路の安全確保 (集団登下校への同行等)
- その他住民等の安全確保 (パトロールなど)

出没個体が人の日常生活圏等にいる場合

- ・ 付近に追い払い先 (山林等) がある →  追い払い
- ・ 市街地の中心で追い払いができない  
家屋等への侵入が発生している  
人身被害がある、又は切迫している } →  緊急銃猟  
→  住居集合地域等で  
 麻酔銃猟

出没個体が人の日常生活圏等にいない場合 →  必要に応じて  
追い払い

安全確保・  
追い払い・  
捕獲

#### 【緊急銃猟】

<緊急銃猟の4つの条件の確認>

- 銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏であるか。
- 人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか  
※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的にはこの条件に該当すること  
となると考えられる
- 銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか  
※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的にはこの条件に該当すること  
となると考えられる
- 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがないか

- 通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか
- 地域住民の避難は行われたか
- 広報 (HPやSNS、防災無線等) は行われたか
- 通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署に通報を行ったか
- 鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか  
道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか  
必要に応じて関係する場所の管理者へ連絡したか
- 射線方向にバックストップはあるか
- 捕獲者に留意点を伝えたか

<その他>

- 土地の立入りを伴う場合、土地の立入を行う者は証票を身に着けているか
- 捕獲者は証票を身に着けているか
- 緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか (任意)

#### 【麻酔銃猟】 ※住居集合地域等で

- 麻酔銃猟の実施可能な機関へ連絡・依頼
  - 許可申請 (法第9条、法第38条の2、(法第37条))
- ※実施者が現地到着するまで時間を要する場合があることに留意

### 4 報告様式の提出